

平成 29 年 12 月 13 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第 20 回口頭弁論が行われました

— 地震や火山事象への安全性の主張に関する書証を提出 —

本件は、川内原子力発電所 1，2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から第 10 次（平成 29 年 7 月 19 日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めております。

本日、鹿児島地方裁判所において行われた口頭弁論では、地震や火山事象への安全性の主張に関する書証を提出しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九州電力の思いです。